

○安芸市メス猫不妊手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市メス猫不妊手術補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内において地域猫の不妊手術費用の一部を補助することにより、地域猫の不妊手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすこと並びに動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域猫 安芸市内に生息する飼い主（所有者もしくは占有者）のいないメス猫のうち、安芸市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）が糞尿の清掃や、適正な餌やり等衛生的な飼養管理が行われる猫をいう。
- (2) 不妊手術等 地域猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術並びに耳の先端部分をV字に切ることをいう。
- (3) 診療施設 獣医療法第2条第2項に定義される診療施設をいう。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、安芸市内の診療施設において、不妊手術等を受けようとする地域猫を責任をもって世話することができる市民とする。

(補助金額)

第5条 市長は、前条の補助対象者が行う不妊手術等に要する費用（高知県が、高知県メス猫不妊手術推進事業実施要綱の規定により、別途、その費用の一部を負担した場合は、当該不妊手術等に要する費用から高知県が負担する金額を控除した金額）以内で、地域猫1匹につき、5,000円を限度として補助する。ただし、補助しようとする金額に100円未満の金額を含む場合は切り捨て計算し補助する。

(申請の手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域猫の不妊治療後（不妊手術後入院が必要な場合は退院後）10日以内に安芸市メス猫不妊手術補助金

交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次の各号に示す書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 生息地を示した地図
- (2) 不妊手術等の費用が記載された領収書等（耳の先端を V カットしたことが確認できる領収の明細、内訳等、または、V カット実施済みの写真）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、補助対象事業が適正であるか審査し、申請者に補助金交付の可否を安芸市メス猫不妊手術補助金交付決定・不決定通知書（様式第 2 号）により通知をするものとする。

（補助金の請求および交付）

第 8 条 市長は、前項の規定による補助金の交付決定後、安芸市メス猫不妊手術補助金交付請求書（様式第 3 号）による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第 9 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

（暴力団等の排除）

第 10 条 市長は、申請者が安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助事業者が前項に規定する排除措置対象者に該当すると認めるときは、当該補助事業者に係る補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（情報の開示）

第 11 条 この事業に関して、安芸市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条第 1 項に規定する公開してはならない情報以外は、原則として開示を行うものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。